

横浜市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例施行規則（平成4年規則第13号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(第1条から第3条まで省略)</p> <p>(条例第2条第1項の規則で定める学校)</p> <p>第4条 条例第2条第1項に規定する規則で定める学校は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校（同法第58条に規定する専攻科及び別科を除く。）</p> <p>(2) 学校教育法第1条に規定する中等教育学校の後期課程（同法第70条第1項において準用する同法第58条に規定する専攻科及び別科を除く。）</p> <p>(3) 学校教育法第1条に規定する特別支援学校の高等部</p> <p>(4) 学校教育法第1条に規定する高等専門学校（第4学年以上の学年を除く。）</p> <p>(5) 学校教育法第124条に規定する専修学校の高等課程</p> <p>(6) 学校教育法第134条に規定する各種学校のうち外国人学校の高等部</p> <p>(<u>新設</u>)</p>	<p>(第1条から第3条まで省略)</p> <p>(条例第2条第1項の規則で定める学校)</p> <p>第4条 条例第2条第1項に規定する規則で定める学校は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校（同法第58条に規定する専攻科及び別科を除く。）</p> <p>(2) 学校教育法第1条に規定する中等教育学校の後期課程（同法第70条第1項において準用する同法第58条に規定する専攻科及び別科を除く。）</p> <p>(3) 学校教育法第1条に規定する特別支援学校の高等部</p> <p>(4) 学校教育法第1条に規定する高等専門学校（第4学年以上の学年を除く。）</p> <p>(5) 学校教育法第124条に規定する専修学校の高等課程</p> <p>(6) 学校教育法第134条に規定する各種学校のうち外国人学校の高等部</p> <p>(7) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する中学校又</p>

<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(平13規則36・平19規則21・平19規則114・平21規則3・一部改正)</p> <p>(第5条から第20条まで省略)</p> <p>別表第3 (第10条第1項)</p> <p>(平6規則119・全改、平7規則134・平8規則121・平9規則125・平10規則93・平14規則106・平26規則4・平30規則62・令3規則47・一部改正)</p>	<p>はこれらに準ずるもの</p> <p>(8) <u>学校教育法第1条に規定する義務教育学校の後期課程又はこれらに準ずるもの</u></p> <p>(9) <u>学校教育法第1条に規定する中等教育学校の前期課程又はこれらに準ずるもの</u></p> <p>(10) <u>学校教育法第1条に規定する特別支援学校の中学部又はこれらに準ずるもの</u></p> <p>(平13規則36・平19規則21・平19規則114・平21規則3・一部改正)</p> <p>(第5条から第20条まで省略)</p> <p>別表第3 (第10条第1項)</p> <p>(平6規則119・全改、平7規則134・平8規則121・平9規則125・平10規則93・平14規則106・平26規則4・平30規則62・令3規則47・一部改正)</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="203 1061 394 1177">扶養親族等又は児童の数</th> <th data-bbox="394 1061 1099 1177">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="203 1177 394 1235">0人</td> <td data-bbox="394 1177 1099 1235">1,920,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="203 1235 394 1345">1人以上</td> <td data-bbox="394 1235 1099 1345">1,920,000円に当該扶養親族等又は児童1人につき380,000円を加算した額 (所得税法に規定する同一生計)</td> </tr> </tbody> </table>	扶養親族等又は児童の数	金額	0人	1,920,000円	1人以上	1,920,000円に当該扶養親族等又は児童1人につき380,000円を加算した額 (所得税法に規定する同一生計)	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1099 1061 1290 1177">扶養親族等又は児童の数</th> <th data-bbox="1290 1061 1982 1177">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1099 1177 1290 1235">0人</td> <td data-bbox="1290 1177 1982 1235"><u>2,080,000円</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1099 1235 1290 1345">1人以上</td> <td data-bbox="1290 1235 1982 1345"><u>2,080,000円</u>に当該扶養親族等又は児童1人につき380,000円を加算した額 (所得税法に規定する同一生計)</td> </tr> </tbody> </table>	扶養親族等又は児童の数	金額	0人	<u>2,080,000円</u>	1人以上	<u>2,080,000円</u> に当該扶養親族等又は児童1人につき380,000円を加算した額 (所得税法に規定する同一生計)
扶養親族等又は児童の数	金額												
0人	1,920,000円												
1人以上	1,920,000円に当該扶養親族等又は児童1人につき380,000円を加算した額 (所得税法に規定する同一生計)												
扶養親族等又は児童の数	金額												
0人	<u>2,080,000円</u>												
1人以上	<u>2,080,000円</u> に当該扶養親族等又は児童1人につき380,000円を加算した額 (所得税法に規定する同一生計)												

<p>配偶者（70歳以上の者に限る。以下この項において同じ。）又は老人扶養親族があるときは当該同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき100,000円を、同法に規定する特定扶養親族又は控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。以下この項において同じ。）があるときは当該特定扶養親族又は控除対象扶養親族1人につき150,000円をその額に加算した額）</p>	<p>配偶者（70歳以上の者に限る。以下この項において同じ。）又は老人扶養親族があるときは当該同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき100,000円を、同法に規定する特定扶養親族又は控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。以下この項において同じ。）があるときは当該特定扶養親族又は控除対象扶養親族1人につき150,000円をその額に加算した額）</p>
---	---